

ADR 調停人候補者養成研修受講案内 2023 年 11 月 VOD 研修①

研修の概要	2023 年 11 月の ADR 調停人候補者養成研修は VOD による研修を実施します。該当の VOD を視聴後、効果測定（本資料 2 枚目）の問題を解き、下記の Google フォームより解答を送付ください。効果測定において、8 割以上の正答で「民法 3 時間」の単位を付与いたします。
実施期間	2023 年 11 月 1 日（水）～11 月 30 日（木） ※効果測定の提出は 11 月 30 日（木）23 時 59 分を締め切りとします。
申込方法	事前の申込は不要です。 効果測定の提出をもって受講申込とさせていただきます。
受講講座名	日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト <民事法務>民法(債権法)改正
講座の視聴方法	日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト (https://gyosei.informationstar.jp/) にログインし、左部のメニューのより「講座一覧」→「日本行政書士会連合会主催講座」→「業務研修」→「民事法務」→「<民事法務>民法(債権法)改正」を選択し、資料をダウンロードのうえ視聴ください。
取得単位	民法：3 時間 ※効果測定を実施期間内に提出し、8 割以上正答した受講者に付与します。
効果測定の提出	本資料 2 枚目の効果測定を解き、下記の URL 又は QR コードより Google フォームにアクセスし、必要事項と解答を記入のうえ、送信ください。 【Google フォーム URL】 https://forms.gle/jLYwCerj5kGw2oPR6  正答は Google フォーム送信後、記載のメールアドレスに自動送信されるメール中の「スコアを表示」よりご確認ください。また、単位付与の連絡について、個別に通知いたしませんのでご容赦願います。

効果測定問題

2023年11月実施 日行連VOD

ADR 調停人養成研修〈民事法務〉民法(債権法)改正

以下の各問題について、民法（債権法）改正に関し、内容が正しいものについては○を、誤っているものには×と解答してください。解答は、指定の Google フォームにて締切日までに送付してください。なお、VODの内容、講義テキスト（レジュメ）や条文等の参照可です。

1. 「権利を行使することができることを知ったときから5年間行使しないとき」という主観的消滅時効の規定が追加された。
2. 事業のために負担した貸金等を主債務とする個人保証契約については、一定の例外を除き、公証人が保証人になろうとする者の意思を事前に確認しなければ無効となる。
3. 錯誤の効果が取消しから無効になった。
4. 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、無効である。
5. 生命、身体侵害による損害賠償請求権については、その根拠が債務不履行であっても、不法行為であっても、主観的起算点からの時効期間は5年となり、客観的記算点からの時効期間は20年となる。
6. 主債務の範囲に貸金等債務が含まれている根保証契約であって、個人が保証人であるもの（貸金等根保証契約）について、保証人保護の制度が導入されていたが、その一部を保証人が個人である根保証契約（個人根保証契約）一般に拡大した。
7. 譲受人が譲渡制限特約について悪意又は重過失である場合においても、債務者は、譲受人に対する債務の履行を拒むことができない。
8. 債務不履行については、債権者自身に帰責事由がある場合にのみ、契約の解除ができないとした。
9. 定型取引の要件として、不特定多数の者を相手方として行う取引であることと、内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものの、の二点がある。
10. 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から三ヶ月以内にその旨を売主に通知しなければならない。